

日本政府は核兵器禁止条約に署名し、 国会はすみやかに批准を

4月15日に原水爆禁止川口市協議会（橘内寿雄理事長）と原水爆禁止鳩ヶ谷地域協議会（加藤修理事長）と一緒に川口市に「平和事業の推進を求める要望書」を提出しました。川口市の総務課長が受け取り、意見交換しました。川口原水協の理事でもある矢野由紀子市議と鳩ヶ谷原水協の金子幸弘市議も同席しました。



要望の主旨は

- ①「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に市長が署名すること
市役所や公民館などに署名用紙を置いて市民にも署名を呼び掛けること
 - ②「川口市平和都市宣言」の理念を広く市民に伝え、小中学生にも普及すること
 - ③市民に被爆の実相を広めるため被爆体験を聞く会の開催、毎年、初任者教員に対する被爆体験を聞く研修会を開催すること
 - ④国民平和行進に対する募金の協力と出発集会でのあいさつの依頼
 - ⑤「原爆と人間」展を市の広報などで宣伝すること
- の5点です。

今年1月22日に核兵器禁止条約が正式に発効、核兵器の存在を違法化する国際条約です。日本政府とともに地方自治体としても核廃絶の先頭に立つべき時です。日本共産党川口市議団としてもその立場で力を尽くします。

新川口

2021年5月2日・9日 No.1606

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528

コロナ危機から いのちとくらしを守りぬく川口市を

川口市議会6月定例会が**6月3日(木)**に開会する予定です

コロナウイルス感染症は、川口市が蔓延防止等重点措置に指定され市民のいのちとくらしに大きく影響を及ぼしています。

そうした中で6月定例会市議会は行政としての対策や支援のあり方が問われます。

日本共産党市議団は川口市長に「新型コロナウイルスの感染急拡大を防ぐためのPCR検査等に関する申し入れ」を行い、ひとり親世帯や市内業者への更なる支援を進めることなど求めてきました。

また、川口市議会議長に対し、市民の生活、中小企業の営業が困難なもとで川口市議会が果たす役割は重要であることから「議会での十分な審議を保障することについての申し入れ」を行いました。引き続き、みなさんの声を届け住民福祉の増進を求め頑張ります。



ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

5月の無料法律相談

◎日時／5月11日(火) 18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前にご予約の上お越し下さい。

相談希望の方は党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、申し込みの際は必ず連絡先の電話番号をお知らせいただき、来所の際はマスクの着用をお願いします。

主催：日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10 電話 048-267-8411

医療改悪ストップ学習会

「高齢者医療費の窓口負担 2 倍化法案」 「病床削減推進法案」 学習会

4月18日、「医療改悪 2 法をストップさせるために」と題して、埼玉県社会保障推進協議会事務局長の川嶋芳男氏を講師に学習会が行われました。現在、国会で医療法が審議されている「高齢者医療費の窓口負担 2 倍化法案」と、「病床削減推進法案」改悪の問題です。高齢者医療の歴史を明らかにしながら、どうしてこう改悪が続くのか。医療費抑制の仕組みなどを話されました。

窓口負担 2 倍化については、後期高齢者医療制度が発足する以前は、老人福祉法に“老人は多年にわたり社会の進展に寄与…生き甲斐が持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする”と書かれており、医療費無料は当たり前でした。その後、老人保健法が成立、後期高齢者医療に移行し、『医療費適正化』や医療費増に対応する自動的な負担増、窓口負担を定率制とし今回 1 割から 2 割へ改悪を進めようとするものです。

また、病床の削減は『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法の一部を改正する法律案』が正式名称ですが、財務省は“病院の数が多いから医療従事者が手薄となり、新型コロナで病床がひっ迫する”と言うなど、実態とはかけ離れた議論がされています。

最後に、窓口負担の 2 倍化法案と一緒に提案されている子供の均等割り軽減導入は、切り離すことと合わせ、これ以上の窓口負担増は阻止するための運動が必要だとまとめました。



知っ得情報 障害者特別手当って？

問 家で親の介護をしています。経済的にも大変です。障害者手帳はなくても福祉手当が支給される場合があると聞きましたが、どんな制度ですか。

答 在宅で、重度の障害があり必要とされる介護等の負担を軽減するために「特別障害者手当」があり月額27350円支給されます。障害者手帳とは制度が異なり、手帳を取得していなくても対象となる場合があります。

問 介護度 4 の場合でも対象になりますか？

答 手当の対象となるかは専用の診断書により医師の診断が必要となります。身体障害や精神障害で、日常生活動作評価表や日常生活能力判定表により判断します。また、所得に応じて支給の制限があります。

日常生活動作評価表

- 1 タオルを絞る(水をきれる程度)
- 2 とじひもを結ぶ
- 3 かぶりシャツを着て脱ぐ
- 4 ワイシャツのボタンをとめる
- 5 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)
- 6 立ち上る
- 7 片足で立つ
- 8 階段の昇降

日常生活能力判定表

- 1 食事
- 2 用便【月経】の始末
- 3 衣服の着脱
- 4 簡単な買物
- 5 家族との会話
- 6 家族以外の者との会話
- 7 刃物・火の危険
- 8 戸外での危険から身を守る【交通事故】

